知夫村　子育て世帯への各種助成制度

更新　2025.4

知夫村では子育て支援に関する各種助成制度を設けています。必要に応じて申請をお願いします。なお、ご加入の健康保険やご家族の状況によっては、対象外になったり申請先が異なったりする場合があります。必ず勤務先にもご確認ください。

制　度	対　象	助 成 額	申請方法・お問い合わせ
母子保健法健診 受診費用助成 ・妊婦健診（14 回分） ・産婦健診（2週間・1か月） ・乳児健診（1か月・乳児後期）	・母子健康手帳が交付されており妊婦一般健診、産婦健診を受診する方 ・１歳未満の乳児で乳児一般健診を受診する方	妊婦健診 14 回分と産婦健診２回分、乳児健診２回分を公費負担（受診票を交付）します。 ※助成額は当村が定める内容に応じた額とします。	妊娠の届け出をされた方へ母子健康手帳と同時に交付します。受診票は医療機関の窓口に提出してください。 ※県外医療機関の受診では使用できません。払い戻しができますので１年以内に申請してください。[村民福祉課]
不妊治療費助成	・戸籍上の婚姻関係にある夫婦であり、知夫村に住所を有している方 ・社会保険各法の規定による不妊治療(診断のための検査等治療の一環として実施される検査を含む)を受けた方	治療を開始した日から起算した１年間を１対象期間とし、治療内容により助成額を決定します。 ※詳細は村民福祉課へご相談ください。	申請書に医療機関で記入してもらった医師証明書、領収書および明細書を添付の上、治療開始日から１年以内に申請してください。[村民福祉課]
妊産婦健診及び 不妊治療にかかる 交通費助成	・母子健康手帳が交付されており妊婦一般健診、産婦健診を受診する方 ・不妊治療のために通院が必要な婚姻関係にある夫婦で、知夫村一般不妊治療費助成または島根県の特定不妊治療費助成を受けている方	《妊婦健診》 ・島前病院：600 円/回（全回数分） ・島後：2,000 円/回（上限３回分） ・本土：6,000 円/回（上限３回分） 《産婦健診》 いずれの場合も上限回数は２回とし助成額は同じです。 《不妊治療》 本土：6,000 円/回（上限回数は治療開始日から１年間に夫婦の通院を合計して 10 回までとし、翌年以降も同様とします。）	初診日または治療開始日から１年以内に申請してください。[村民福祉課] 《妊婦健診・産婦健診》 母子健康手帳（健診受診記録ページの写し）と申請書をご提出ください。 《不妊治療》 申請書に医療機関領収書および明細書を添付してご提出ください。
傷病手当金	・つわりなど、妊娠による入院などで仕事を休んだ方	平均日額報酬の３分の２	通勤先を通じて健康保険組合に申請します。※国民健康保険の方は村民福祉課へ申請してください。
高額医療費	・切迫早産や帝王切開など入院や治療が必要な方	自己負担額(一般所得者で８万 100 円＋α）を超えた金額	勤務先を通じて健康保険組合に申請します。※国民健康保険の方は村民福祉課へ申請してください。
国民年金保険料の 免除	・国民年金第１号被保険者の方	産前産後期間(出産予定日または出産日が属する月の前月から 4 か月間)の国民年金保険料	申請書(日本年金機構HPまたは村民福祉課窓口にあります)と母子健康手帳を提出してください。[村民福祉課]
出産待機にかかる 宿泊費	・出産待機のために島前外の宿泊施設へ滞在される方 ・出産のために付き添う２親等以内の家族（1 名分のみ）	・妊婦：3000 円/日 ・家族（付添人）：1000 円/日 それぞれ宿泊した日数分を助成します。 ※出産予定日を超過した日数も対象です。	レインボープラザホテルをご利用の場合は待機前に利用申請書をご提出ください（助成券を交付します。窓口負担はありません)。それ以外の宿泊施設をご利用の場合は、ご利用後に申請書と領収書をご提出ください。[村民福祉課]
出産育児一時金	・医療保険に加入されている方	子ども一人当たり 50 万円	勤務先または加入している健康保険の窓口(国民健康保険の方は村民福祉課)にお尋ねください。
妊婦のための 支援給付金	・妊娠届出をした妊婦 ・妊娠している子どもの人数分	・妊婦１人あたりに５万円 ・妊娠中の子ども１人あたり５万円	妊娠届出時・出産届出時に面接を行い、その際に申請書をお渡しします。 令和７年４月１日以降に、流産・死産・人工妊娠中絶を経験した方、お子様をなくされた方も申請できます。 給付を希望される方は、お問い合わせください。[村民福祉課]
出産手当金	・妊娠・出産のために収入が減ってしまう方（被保険者のみが対象） ・健康保険に加入している産前産後休暇中の方 ・勤務年数１年以上で退職してから６か月以内に出産した方	出産日（出産が予定日より後になった場合は、出産予定日）以前 42 日（多胎妊娠の場合は 98 日）から出産日の翌日以降 56 日までの範囲内で、給与の支払いがなかった期間を対象に給与の３分の２が支払われます。	勤務先を通じてご加入の健康保険組合に申請してください。

制　度	対　象	助 成 額	申請方法・お問い合わせ
育児奨励金	・出生の日から、1 年間継続して知夫村に住所を有する母	対象児 1 人につき、20 万円	申請書を提出してください。 ［村民福祉課］
育児休業給付金	・原則 1 歳未満の子どもを養育するために育児休業を取得した方	給料の 67% ※6 か月以降は 50%が給付されます。	勤務先を通じて雇用保険へ申請してください。
児童手当	・１８歳の誕生日後の最初の３月 31 日までの児童を養育している方	・3 歳未満　一律 15,000 円 ・3 歳以上～　10,000 円 (第３子以降　30,000 円) ※毎年２・４・６・８・10・１２月にそれぞれの前月分までの手当が支給されます。	申請には認定請求書の提出が必要です。(公務員の場合は勤務先に)原則、申請した月の翌月分からの支給となります。出生や転入から 15 日以内に申請してください。その後は毎年、現況届の提出が必要です。［村民福祉課］
児童扶養手当	父母の離婚などにより父又は母と生計を共にしていない児童が育成される家庭（ひとり親世帯)。支給対象児童は以下の通り。 ・18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者 ・心身におおむね中度以上の障がい（特別児童扶養手当２級と同程度）のある場合は 20 歳未満の者	所得や子どもの人数に応じて支給されます。 一部、所得制限があります。	戸籍謄本や年金手帳、健康保険証などをお持ちの上で申請してください。 詳しくは村民福祉課までご相談ください。また、その後は毎年現況届の提出が必要です。［村民福祉課］
乳幼児医療費助成 子育て支援 医療費助成	・0～6 歳までの未就学児 ・18 歳以下（高校生以下）の児童	18 歳まで利用できる乳幼児医療費受給資格証を交付し、医療費を全額助成（入院/入院外とも）します。 医療機関で窓口負担が生じた場合に全額払い戻しをします。	出生後、申請書にお子様の健康保険証の写しを添付してご提出ください。 医療証は受診時に窓口へご提示ください。※県外医療機関の受診では使用できません。１年以内に「子育て支援医療費助成」を申請してください。 ［村民福祉課］
福祉医療制度	・18 歳未満または高校３学年修了までの児童を養育する配偶者のない者（ひとり親家庭）及び当該児童 ※他の制度を利用している場合、重複利用はできません。	病院・診療所（歯科を含む）での自己負担は医療費の１割。1 か月 1 医療機関当たりの上限は 20 歳未満の障がい児･者で入院 2,000 円、入院外 1,000 円です。	申請については村民福祉課までご相談ください。［村民福祉課］
未熟児養育医療	・出生体重 2,000ｇ以下または諸機能を得るに至っていないと診断された未熟児	指定養育医療機関における医療費を公費負担します。所得に応じて月の上限額は異なります（養育医療券を交付します)。	申請については村民福祉課までご相談ください。［村民福祉課］
島前以外の医療受診に関する交通費助成	・治療や検査のために島前外の医療機関を受診した 18 歳以下（高校生以下）の子どもと、受診に付き添った保護者１名	・小学生　島後 2,000 円　本土 3,000 円 ・中学生/高校生 島後 2,000 円　本土 6,000 円 ・付き添い保護者 島後 1,000 円　本土 2,000 円	必ず通院される前に通院確認書を受け取りにお越しください。通院後、申請書に通院確認書を添えて１年以内にご提出ください。［村民福祉課］
新生児聴覚 スクリーニング 検査費用助成	・出生後、医療機関で新生児聴覚スクリーニング検査(一次検査および確認検査)を受けた新生児の保護者	一次検査・確認検査ともにそれぞれ 8,000 円を上限にかかった費用を全額公費負担します。	申請書に母子健康手帳（新生児聴覚スクリーニング検査結果の記載されたページの写しでも可）および医療機関領収書を添えて１年以内にご提出ください。［村民福祉課］
予防接種費用助成 （定期/任意）	・予防接種法における定期予防接種の対象者 ・任意予防接種のうち、以下のワクチンを接種した未就学児 A：流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） B：季節性インフルエンザ C：新型コロナ	《定期予防接種》 すべて公費負担（受診票を交付）します。県外医療機関では使用できません。その場合は知夫村が定める定期予防接種の金額を払い戻します。 《任意予防接種》 A：おたふくかぜワクチン 3,000 円/回を２回まで助成します。 B：季節性インフルエンザワクチン 1,000 円/回を２回まで助成します。 C：新型コロナワクチン 2,000 円/回を２回まで助成します。	《定期予防接種》 医療機関窓口で受診票を提出してください。県外で窓口負担が生じた場合は領収書を添付し１年以内に払い戻しの申請をしてください。［村民福祉課］ 《任意予防接種》 知夫診療所の場合は助成額を差引いた額をお支払い頂きます。知夫診療所以外は全額負担ですので、領収書を添えて１年以内に払い戻しの申請をしてください。 ［村民福祉課］
チャイルドシート購入費助成	・出生児のチャイルドシートを購入する保護者	１万円を上限にかかった費用を公費負担します。	申請書に購入した店の領収書を添付してご提出ください。［総務課］
保育料助成	・保育園入所している子どもの保護者	保育料を無償化します。	入所申請をしてください。 ［村民福祉課］